

令和 6 年 6 月定例会 建設経済常任委員会記録

令和 6 年 6 月 19 日（水）

令和 6 年 6 月 21 日（金）

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

令和 6 年 6 月 19 日（水）	7 頁
令和 6 年 6 月 21 日（金）	65 頁

令和 6 年 6 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	6 月 19 日（水）	審査日程の決定 農林課審査、報告 議案乙第17号、報告第 3 号 〔説明、質疑〕 報告（農林課） 駐車場の管理かしに基づく損害賠償について 〔報告、質疑〕 商工観光課審査、報告 議案乙第17号、報告第 3 号～第 5 号、議案甲第20号 〔説明、質疑〕 報告（商工観光課） 四阿屋遊泳場について 筑後川花火大会の鳥栖会場について 〔報告、質疑〕 上下水道局報告 報告第 6 号・第 7 号 〔報告、質疑〕 建設課・維持管理課審査、報告 議案乙第17号、報告第 1 号・第 3 号 〔説明、質疑〕 報告（建設課） 轟木排水機場のポンプ不具合について 〔報告、質疑〕 都市整備課審査、報告 議案乙第17号、報告第 3 号 〔説明、質疑〕 陳情 陳情第 1 号 〔協議〕

		国道・交通政策課報告 報告第 3 号 [報告、質疑]
第 2 日	6 月 21 日（金）	現地視察 市民公園（宿町） 陳情 陳情第 1 号 [協議] 自由討議 議案審査 議案乙第 17 号、議案甲第 20 号 [総括、採決]

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 6 年 6 月 19 日付託〕

議案乙第 17 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）〔可決〕

議案甲第 20 号工事請負契約の変更について〔可決〕

〔令和 6 年 6 月 21 日 委員会議決〕

2 報 告

報告第 1 号専決処分事項の報告について

報告第 3 号繰越明許費繰越計算書について

報告第 4 号継続費繰越計算書について

報告第 5 号繰越明許費繰越計算書について

報告第 6 号予算繰越計算書について

報告第 7 号予算繰越計算書について

駐車場の管理かしに基づく損害賠償について（農林課）

四阿屋遊泳場について（商工観光課）

筑後川花火大会の鳥栖会場について（商工観光課）

轟木排水機場のポンプ不具合について（建設課）

3 陳 情

陳情第 1 号八ツ並公園の施設整備に関する要望書

令和 6 年 6 月 19 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工観光課産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政林務係長 脇弘人

農林課農地整備係長兼流域治水対策係総務主査 今村真一

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局次長兼水道課浄水場長 平塚俊範

上下水道局水道課水道事業係長 赤尾寛

上下水道局水道課参事兼課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局下水道課長 桑形伸

上下水道局下水道課下水道事業係長兼流域治水対策室流域治水対策係

総務主査 古賀咲子

上下水道局下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

建設部長 中島勇一

建設課長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課長補佐兼住宅係長 熊田吉孝

建設課住宅係総務主査 山下範史

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課営繕係総務主査 山口和馬

建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 立石佳照

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 大石泰之

維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志

都市整備課長 田中秀信

都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 三橋秀成

都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 森岡敬晶

国道・交通政策課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐

兼事業係長 杉本修吉

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

農林課審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報告第3号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

報告（農林課）

駐車場の管理かしに基づく損害賠償について

〔報告、質疑〕

商工観光課審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報告第3号繰越明許費繰越計算書について
報告第4号継続費繰越計算書について
報告第5号繰越明許費繰越計算書について
議案甲第20号工事請負契約の変更について

〔説明、質疑〕

報告（商工観光課）

四阿屋遊泳場について
筑後川花火大会の鳥栖会場について

〔報告、質疑〕

上下水道局報告

報告第6号予算繰越計算書について
報告第7号予算繰越計算書について

〔報告、質疑〕

建設課・維持管理課審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報告第1号専決処分事項の報告について
報告第3号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

報告（建設課）

轟木排水機場のポンプ不具合について

〔報告、質疑〕

都市整備課審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第1号ハツ並公園の施設整備に関する要望書

〔協議〕

国道・交通政策課

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時45分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

藤田昌隆委員長

これより委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

本日は、経済部農林課、それから商工観光課、それから上下水道局、建設課・維持管理課、都市整備課、陳情協議、国道・交通政策課ということで、皆さん方の協力が要ります。

予定としては、本日で終了をしたいと思っておりますので、簡潔な御答弁、また質問よろしく  
 お願いします。

それでは現地視察につきましては、副委員長から説明をお願いいたします。

飛松妙子副委員長

おはようございます。

現地視察ですが、前回の臨時議会のときにも申し上げておりました市民公園の視察をしたいと思っております。

ほかにまた御希望があればお受けしたいと思いますので、本日中に委員の皆様、教えてください。

以上です。（「なし」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

まだ時間がありますので、ほかの人があればよろしくお願いします。

それでは、以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは付託議案の審査に入りますので、準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時46分休憩





## 農林課

### 議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

#### 報告第3号繰越明許費繰越計算書について

## 藤田昌隆委員長

それでは、経済部関係議案の審査を始めます。

農林課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

## 楠和久農林課長

おはようございます。

それでは、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、農林課関係分につきまして、委員会資料で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業に対する分担金でございます。

今回の補正は、県内示額の増額があったため、補正するものでございます。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金につきましては、老朽農業用水路改修事業に係る補助金でございます。

分担金と同様、県内示額の増額があったため、補正するものでございます。

3ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目4農林水産業債、節1農業債につきましては、こちらも県内示額の増額があったため、補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農業生産基盤整備費、節14工事請負費につきましては、歳入と同様に老朽農業用水路改修事業に関する県内示額の増額があったため補正するものでございます。

工事の場所につきましては、山浦町、藤木町、高田町となっております。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金につきましては、小規模土地改良事業の事業量増加見込みにより補正するものでございます。

5 ページをお願いします。

続きまして、報告第3号繰越明許費繰越計算書について、御報告させていただきます。

まず、さが園芸888整備支援事業につきましては、ばれいしょ収穫機について、繰り越しをしております。

この収穫機につきましては、8月頃に納品される予定となっております。

続きまして、防災重点ため池整備事業につきましては、こちらも繰り越しておりますが、これについては、7月中に発注を行い、来年2月までの工期とするように予定をしております。

続きまして、農林水産施設災害復旧事業につきましては、こちらは、令和5年7月豪雨及び8月の落雷により被災した施設について、繰り越したものでございます。

事業の進捗状況といたしましては、林道災害復旧工事の一部が5月で完了しておりますが、そのほかにつきましては、全て6月末で完了予定としております。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分の説明とさせていただきます。

#### **藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **久保山日出男委員**

老朽農業用水路の内示が増えたということで、増えたのはいいけれども、すぐ工事に入るのか。今回の収穫、田植が終わって、今もう入れるときだから、工事はできんでしょう。その辺の状況を教えてください。

それと、ばれいしょ収穫機は、前年度に説明があったかもしれんけれど、どなたにやるのか、そもそもどれくらい作ってあるのか。

できれば、バレイショの生産者を全軒、五、六軒だろうから1回言ってもらって、どれくらい作ってるかをお願いしたいけど、説明できるかな。

#### **楠和久農林課長**

老朽農業用水路の工事につきましては、営農の支障のない時期に行うようにしております。

それと、バレイショにつきましては、現在、カルビーの契約農家で栽培されているところが5件ございます。

面積ですと、全部で大体50ヘクタール弱耕作をされております。

5件を申し上げますと、下野町の立石ファーム、幸津町の牛島さん、藤木町の手島さん、高田町の松隈さん、儀徳町の筑紫さん、この5件が現在耕作をされております。

以上でございます。

ありがとうございます。

楠和久農林課長

藤木町と高田町がそれぞれ600mm掛け700mm幅になっております。

久保山日出男委員

藤田昌隆委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

駐車場の管理かしに基づく損害賠償について

説明を求めます。

こちらが、本年５月に市民の森の駐車場におきまして、車止めが経年劣化等によりずれて、

その際に車の下部を損傷するという事故が5月19日の午後4時頃発生しております。

相手方は個人の方となっております。

賠償額につきましては、13万6,279円、10割の賠償が出ております。

専決処分を5月30日に行っております。

議案の関係で6月議会の報告事項に間に合っておりませんので、議会の報告自体は9月議会で上げさせていただきたいと思います。

事前にこの場で内容について報告をさせていただいたところでございます。

小石弘和委員

車止めは設置不良だったんですか。

楠和久農林課長

現象でいきますと、車止めに当たって車止めがちょっとずれたような形になっています。

これは長年使用してきた中での経年劣化だと思われます。

そこで、アンカーで車止めを設置しているんですが、そのアンカーがずれて、それが戻ったことによって、アンカーの部分が飛び出たような状態になって、それが車の下をこすったというような状況です。

小石弘和委員

これは恐らく、じっと止めた場合は取れない。かなりのスピードでバックしてる。向こうにも過失があったんよ。うちの過失が100%って言ってるけれども、そんなことあるもんね。

これはスピードが出て止まりきれんで、恐らくしてる。

いろいろ事例があるけん。

楠和久農林課長

今回は前向きで止められて、それについては、経年劣化等ということで保険会社等々とも話をさせていただきまして、車の運転者の方には過失がないという判断をいただいております。

久保山日出男委員

車体を改造していない？

若造が車のタイヤをこう……、だから当たったんじゃないの。

楠和久農林課長

そういう状況ではございませんでした。

久保山日出男委員

実際当たっているんでしょうから、いろいろ言われんけれども、何でもかんでも受け付けるのは今後のためにもよくないと思うよ。

自分でパンクしても、市に何か言えば何とかするというような感じを持たれないような方向も考えながら対応してください。よろしくお願いします。

野下泰弘委員

今後ほかの場所もあると思うんですが、経年劣化だったら、全部見直さないといけないと思うんですけど、そこら辺はどうされるんですか。

楠和久農林課長

農林課で管轄している駐車場に関しては全部確認を行って、ずれるような劣化があるような分は農林課で補修をしております。

今後についても、定期的に点検等を行っていきたいと考えております。

野下泰弘委員

点検の仕方ですが、これは中に刺さってるものが経年劣化か何かで抜けたんですよ。そこまで点検で見ることってできるんですか。

外れるか外れないかが見れなかったら、車の勢いがよかったら外れると思うんです。

楠和久農林課長

実際は、1回抜けたら簡単には戻らないような、刺さるような構造にはなっておりませんので、今確認してるのは、ずれる状況がないかとかを人間が押したりさわったりして、確認をしているところです。

野下泰弘委員

まず、人間が押して点検するっていうのが駄目だと思うんです。車でどうかっていう点検だと思うんです。

それをやったからといって経年劣化の状況が分かるわけではないですよ。

脇弘人農林課農政林務係長

補足して説明いたします。

今回の事故の車止めを確認をさせていただいたところ、車止めそのものの老朽化ではなくて、車止めを止めている金具の棒、アンカーボルトが2本ありますが、それが刺さっているアスファルト面及びその土中のほうに劣化があります。

車が当たって突然外れることはないんですが、長年車が当たることによって、振動で下の舗装面がぐだけてきているというところで、アンカーボルトが少し抜けやすくなっていました。

それで、車が当たったときにアンカーボルトが飛び抜けたのではなくて、車止めが動いたと同時にこの原理といいますか、アンカーボルトが一緒に引き抜けて、それが戻ったときにアンカーボルトが出たままの状態になっておりまして、出たままのアンカーボルトが、コン

クリートに開いている穴とアンカーボルトはきっちり直径があっておりますので、緩んでいる状態ではありません。

塗装面の劣化と、車止めと舗装面の接着が経年劣化で弱くなっていたというふうにしております。

野下泰弘委員

状況としては、この方の前の人が突っ込んでアンカーボルトが出ていたところに車が突っ込んで行ったというところですね。

協弘人農林課農政林務係長

この方の車が強く当たって抜けたのではなくて、議員おっしゃるとおり経年劣化というところもあったかもしれないと思っております。

野下泰弘委員

そうしたら、路面が駄目ということであれば、全面的にやり変えないとほかのところもアンカー自体が浮いてくるんじゃないですか。

協弘人農林課農政林務係長

議員御指摘のとおりでございますけれども、車止め下の路面の劣化状態というのは、車止めが外れないと分からない状況ですので、今回全部を人間の力で我々の手作業で動くようなものがないかというので確認をしました。

動くようなものがあれば補修をいたしております。

以上です。

野下泰弘委員

手でどうかっていうか、まず車で試すべきだと思うんですよ。

できるのであれば、今後ほかのところもぜひ早めに修繕よろしくお願ひしたいと思います。

飛松妙子委員

庁内で共有していただいて、他の課の担当の駐車場の確認も併せてお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひします。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、議案外の報告と質疑をこれで終わります。

次に、商工観光課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時7分休憩



午前11時13分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

~~~~~

商工観光課

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

報告第4号継続費繰越計算書について

報告第5号繰越明許費繰越計算書について

議案甲第20号工事請負契約の変更について

藤田昌隆委員長

これより商工観光課関係議案の審査を始めます。

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号)、報告第3号繰越明許費繰越計算書について、報告第4号継続費繰越計算書について及び報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

6月補正予算中、商工観光課関係分について御説明をいたします。

委員会資料は6ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますけれども、御手洗の滝遊歩道の倒木を撤去する工事費といたしまして、60万円を計上いたしております。

次のページに資料をつけておりますので御覧ください。

本年3月下旬の強い雨で、御手洗の滝の滝つぼの手前でございますけれども、そちらに倒

木が発生し、遊歩道を塞いでおりますので、その倒木を撤去するものでございます。

委員会資料 8 ページをお願いいたします。

それぞれの事業で繰越額が確定をいたしましたので、報告をするものでございます。

なお、四阿屋周辺整備事業に関しましては、県の護岸工事は引き続き継続中でございますけれども、本市の橋梁設置工事につきましては、本年 4 月に完了をしているところでございます。

委員会資料の 9 ページをお願いいたします。

新産業集積エリア整備事業の繰越額が確定をいたしましたので、報告するものでございます。

なお、造成工事に関しましては、追加議案を提出しておりますけれども、2 工区の造成工事が今月下旬に完了をいたしますので御報告をいたします。

以上、説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

御手洗の滝の倒木は、問題はないと思うんです。

市民の皆様から言われることが何件かあるんですけれども、杓子ヶ峰はいつ登れるかっていうふうなことをよく聞かれるわけ。

私はこれは問題はないと思うんですけど、杓子ヶ峰はいつ修理して登れるようになりますか？

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

杓子ヶ峰につきましては、遊歩道が一部崩壊をしておりましたけれども、職員のほうで復旧をしまして、現在登れるようになっております。

以上でございます。（「いつから」と呼ぶ者あり）

昨年度末、3 月までに復旧をしております。

#### **齊藤正治委員**

新産業集積エリアの 1 工区の既に終わってるところから、また雑草が生えて大分伸びてるけれども、あまりにもそこをきれいに整地してあるものだから余計に目立つようになってるんですよ。

これはもう売出ししてるとやろうけん、アサヒビールが責任を持ってされるんですか。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

アサヒビールに引き渡した敷地につきましては、アサヒビールのほうで行っていただくことになろうかと思っておりますので、状況を見ながら協議をして対応していくことになろうかと思



います。

**飛松妙子委員**

御手洗の滝の遊歩道の樹木倒木の撤去ですが、60万円の計上ですけれども、60万円で足りるのでしょうか。見る限りすごく撤去作業が大変かなと思ったんですけど。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

この60万円につきましては、見積りを業者のほうに頼みまして、見積りいただいた額で予算計上をしておりますので、足りるものと考えております。

**飛松妙子委員**

この撤去作業は、倒木した木をどこかに廃棄するまでが撤去費用として含まれているのか。

この木を撤去せずに、この辺りに置くっていうところはどうかですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

国有林から倒木をしておりますものですから、処分までではございません。

倒れかかっている木につきましては、適切に切断を行いまして、国有林の中に戻すっていうことで見積りを頂いております。

**飛松妙子委員**

ということは、倒木したものを撤去する場所も倒木しないような場所に戻すっていう考え方ですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

もちろんでございます。

**飛松妙子委員**

分かりました。

よろしくお願いいたします。

**野下泰弘委員**

同じところで、今回遊歩道に倒れたということで、非常に危ないと思うんですよ。

今回倒れた理由と管理体制というところをお伺いしたいと思います。

もう一個が、四阿屋の工事がいつ終わるのか教えていただければと。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず遊歩道の管理につきましては、借用を受けてる部分については、商工観光課の管理となっております。

この倒木の原因につきましては、説明で申し上げたとおり、3月の強い雨で倒木をしております、その報告を受けて現地に行っておりますけれども、その前段で四阿屋から下流側の遊歩道については、一部、昨年夏の豪雨で倒壊している部分がございます、キャンプ場

それと、四阿屋の工事につきましては、本市の工事については先ほど申し上げたとおり、橋梁設置については4月に完了しているところでございますが、県の護岸工事につきましては、今年度いっぱいかかる見通しであるというふうに伺っております。

野下泰弘委員

腐ってたとか、そういう原因ではなくて、雨だけで折れるかなっていう……、原因は腐っていたとかではなくて雨で折れたっていうことですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

原因については分かりかねますけれども、倒木の時期に関しましては、強い雨の時期に倒木したところでございます。

藤田昌隆委員長

「発言する者なし」

よろしいですか。

~~~~~

議案甲第20号工事請負契約の変更について

藤田昌隆委員長

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

追加議案でございますけれども、議案甲第20号工事請負契約の変更について、御説明をいたします。

資料は、追加議案の３ページ、議案甲第20号を御参照いただきたいと思います。

工事請負契約の変更でございますが、新産業集積エリア整備事業造成工事（１・２工区）の工事完了に伴います精算が主なものでございますけれども、工事請負契約を変更いたします。

造成工事（１・２工区）の契約金額、税込み16億7,258万3,000円を17億6,653万700円に変更をいたします。

議案甲第20号、参考資料の３ページをお願いいたします。

仮契約書の案が載っているものになります。工事請負変更仮契約書でございます。

変更請負代金差額は9,394万7,700円でございます。

参考資料の次のページでございますけれども、造成工事の区域につきましては、グレーで着色している部分となっております。

以上で説明を終わります。

藤田昌隆委員長

それでは質疑を。

何かありますか。

和田晴美委員

先ほどの御説明で、変更の金額が9,394万7,700円増ということですね。

これをまた、別個仮契約をしたということで、なぜこの9,300万円が必要かよく分からなかったもので、詳細の説明をいただけますでしょうか。全く分からないです。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

今回、１・２工区の工事が完了するに当たりまして、精算を請負業者と行っておりますけれども、主な変更内容といたしましては、建設業におけます働き方改革に伴います週休２日制の導入、それと熱中症対策、そういった対策を行うことによりまして、必要経費が加算をされます。

それと、今回造成工事を行っている中で、周辺の住宅への対策といたしまして、造成工事の中での場内での散水、それと県道中原鳥栖線の洗浄に伴う散水、こういったものを回数を増やして行っております。ほこり等が舞い散らないようにですね。

設計をしていたものよりも回数を増やして行っております。

そういったものの増額になっております。

和田晴美委員

では、理解できてるかを含めて、もう一度私から確認いたします。

要は、働き方改革による人件費の増額と、散水のためにもまた増員されるってことですか。

そして、散水するためのトラックみたいなタンクとかが要るから、またそれのっていう。

内訳的には、主に働き方改革による人件費が増えたということでこの金額になったでありますがでしょうか。

おおむねそのとおりでよろしいかと思います。

よろしいですか。

先ほどの質問の続きですけれども、受託した企業からそれで何%ぐらい上がるって言うてきたか、そういう情報は入ってますでしょうか。

業者のほうから何%上がるっていうことではなくて、働き方改革に伴って週休2日制、それから熱中症対策、具体的には30度を超えた日によって、国、県が示した算定基準を基に、こちらで算定し直しを行ったものでございまして、事業者のほうから幾ら上げてくれということではございません。

よろしいでしょうか。

よろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

ほかにございますか。

なければ商工観光課関係議案に関する質疑を終わります。

筑後川花火大会の鳥栖会場について

藤田昌隆委員長

次に、議案外ではございますが、商工観光課より報告の申出がっておりますのでお受けをいたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

議案外ではございますけれども、口頭ではございますが、2点御報告をいたします。

1点目、四阿屋遊泳場についてでございます。

先ほども若干触れましたけれども、本市の橋梁設置工事につきましては、本年4月をもって完了いたしておりますが、佐賀県の護岸工事が今年度末までかかるという見通しでございます。地元、それから関係者にも御説明をいたしまして、来場者の安全上、本年度の四阿屋遊泳場の開設は見送ることといたしております。

2点目でございますが、筑後川花火大会の鳥栖会場についてでございますが、下野町の筑後川河川敷に開設をしております筑後川花火大会鳥栖会場について、現在国の西田川水門の改築工事が行われておりますけれども、それに伴いまして、河川敷であります鳥栖会場の部分への立入りが制限をされております。

ですので、鳥栖会場を開設することができないため、今回については鳥栖会場の開設を見送ることといたしております。

以上、2点御報告を終わります。

藤田昌隆委員長

この際確認しておきたいことは何かありますか。

〔発言する者なし〕

なければ私がよろしいですか。

四阿屋遊泳場の中止というのは、市民プールもなくなり、四阿屋が一番メインで今までたくさんの方が見えていたと思うんですが、今の説明では、県の工事ということでありましたけれども、後で視察をお願いしたいとは思ってるんですが、四阿屋の堰があるその下の工事なのか上なのか、その辺を教えてほしい。

それともう一つ、筑後川花火大会には鳥栖市から協賛金を出してますんで、観覧席を今までは造っていましたが、それをなくすということであつたら、久留米市に対する補助金っていうか、賛助金っていうか、支援金っていうか、その辺の減額等はあるのかどうか、その2点お願いします。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

まず1点目、四阿屋遊泳場の県が行っている護岸工事の場所でございますが、委員長が言

次に、筑後川花火大会の鳥栖会場についての負担金は、年間予算で70万円ということで、負担金の予算計上を行っておりますけれども、これは昨年度も同じ理由を持って鳥栖会場は閉鎖を行っております。ですから2年連続となるわけですが、閉鎖はしますけれども、交通規制は警察のほうから行ってくれということ等がございまして、昨年度でいいですと、70万円のうちの45万円を応分の負担ということで負担をしております。

以上でございます。

ほかにはないようでございますので、次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。


~~~~~

– 28 –

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

報告第 6 号予算繰越計算書について及び報告第 7 号予算繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 犬丸章宏上下水道局管理課長

初めに、報告第 6 号予算繰越計算書につきまして説明いたします。

委員会資料の 2 ページをお願いいたします。

報告第 6 号につきましては、令和 5 年度鳥栖市水道事業会計予算の建設改良費にかかります繰越計算書でございます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、安楽寺水源地浸水対策事業として、1 億 1,467 万 8,000 円。導・配水管更新整備事業として、1 億 6,752 万 7,000 円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

繰越しの主な理由といたしましては、安楽寺水源地浸水対策事業は、設計変更等に不測の日数を要したためでございます。導・配水管更新整備事業は、材料の納品等に不測の日数を要したためなどでございます。

それぞれの事業の内訳につきましては、委員会資料の 3 ページを御覧いただきますようお願いいたします。

安楽寺水源地浸水対策事業は、施設の耐水化に取り組むもので、令和 5 年度は耐水化を図った電気棟を建築するため、電気棟新築工事及びこの新築工事に伴います重点施工監理業務に着手しました。

繰越しの理由といたしましては、電気棟新築工事において、基礎ぐいの打ち込みを行っていたところ、当初計画していた位置の一部において想定外の地中障害物があることが判明し、基礎ぐいの打ち込みが困難となったため、くい位置を変更する必要性が生じ、これに伴い、設計の見直し、基礎ぐいの引抜きと工場での再加工に不測の日数を要することとなったためでございます。

安楽寺水源地の平面図及び電気棟の断面図を委員会資料の 4 ページに掲載しております。

図面の左側の平面図で赤色に着色している箇所、耐水化を図った電気棟を建築するものでございます。

電気棟新築工事及びこの新築工事に伴います重点施工監理業務は、本年の 5 月末に完了をいたしております。

再度、委員会資料の 3 ページをお願いいたします。

導・配水管整備事業の繰越しの内訳といたしましては、朝日山第一配水池更新設計（基本・

詳細)業務、県道中原鳥栖線導水管布設工事7工区(水管橋下部工)及び県道中原鳥栖線導水管布設工事8工区にかかります経費を繰り越すものでございます。

繰越し箇所になります図面などの資料を委員会資料5ページに掲載しておりますので、御覧いただきますようお願いを申し上げます。

5ページの図面の中で、赤色の着色が今回の繰越し箇所でございます。

朝日山第一配水池は朝日山の中腹に位置しており、朝日山第一配水池更新設計(基本・詳細)業務は、この配水池の老朽化に伴い、耐震化を図った配水池を整備するため、基本設計と耐震設計等の詳細設計を行う業務でございます。

繰越しの理由といたしましては、基本設計において確定した配水池の構造条件等により、業務の完了時期につきましては、本年12月を見込んでおります。

県道中原鳥栖線導水管布設工事7工区及び8工区は、真木町に所在します浄化センター付近の県道中原鳥栖線における導水管の布設、河川を横断するための水管橋の下部工に係ります工事を行うものでございます。

繰越しの理由といたしましては、水管橋下部工に使用する鋼管ぐい、導水管布設に使用する管材料が工場での製作に不測の日数を要し、現場への納入に遅れが生じたためでございます。

繰越し箇所のうち、8工区の導水管布設工事は、本年6月末の完了を、7工区の水管橋下部工は令和7年1月の完了を見込んでおります。

続きまして、委員会資料6ページをお願いいたします。

報告第7号予算繰越計算書につきまして、説明いたします。

報告第7号につきましては、令和5年度鳥栖市下水道事業会計に係ります繰越計算書でございます。

まず、建設改良費に係ります繰越計算書についてでございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、下水道施設整備事業として、4億8,222万4,000円。

管きよ整備事業費として4億3,614万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

繰越しの主な理由といたしましては、下水道施設整備事業は、機器資材の納入に不測の日数を要したことなどのためでございます。

管きよ整備事業は、国の臨時経済対策に伴い事業の進捗を図るため、補正予算にて実施する事業でありますことから、完了が令和6年度となるためでございます。

次に、委員会資料7ページの繰越計算書につきましては、建設改良費とは予算区分が異なります収益的支出に係る経費の繰越しでございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、下水道施設整備事業として、383万2,000円を令和6



年度に繰り越すものでございます。

繰越しの主な理由といたしましては、機器資材の納入に不測の日数を要したためでございます。

それぞれの事業の内訳につきましては、委員会資料8ページに掲載をしております。

上の表が建設改良費の繰越しに係る内訳、下の表が収益的支出に係る内訳でございます。

それぞれの繰越し箇所図を委員会資料9ページ以降に掲載をしておりますので、繰越し箇所図により、概要についてそれぞれ説明をさせていただきます。

まず、委員会資料の9ページをお願いいたします。

下水道施設整備事業のうち、浄化センター改築工事（ストックマネジメント）に係る繰越し箇所図でございます。

御覧いただいています図面の右方向が北の方角となります。

赤色、青色で囲っているか所が今回の繰越し箇所でございます。水処理設備工事、非常用自家発電設備工事、電気設備工事を繰り越しております。

繰越しの理由といたしましては、水処理設備、非常用自家発電設備に係ります改築工事は、2度の入札不落があり、着工に遅れが生じたため。電気設備に係ります改築工事は、半導体不足による資材調達の遅れが生じたためでございます。

現時点では、施工業者は決定するなど、それぞれ進捗が図られており、工事の完了時期は、水処理設備工事、非常用自家発電設備工事は本年11月、電気設備工事は令和7年3月を見込んでいます。

次に、委員会資料10ページをお願いいたします。

浄化センター改築工事（耐震化）に係る繰越し箇所図でございます。

赤色で着色している箇所が今回の繰越し箇所、沈砂池ポンプ棟の耐震化改築工事でございます。

繰越しの理由といたしましては、入札の不調、不落により工事着工の遅れが生じたためでございます。

現時点では施工業者は決定をしており、工事の完了時期は本年11月を見込んでいます。

次に、委員会資料11ページをお願いいたします。

北部中継ポンプ場増設工事に係ります繰越し箇所図でございます。

本工事は、北部配水区の汚水量の増加に伴い、ポンプを増設するものでございます。

繰越しの理由といたしましては、入札不落により、工事着工の遅れが生じたためでございます。

現時点では施工業者は決定しており、工事の完了時期は本年9月を見込んでいるところでございます。

次に、委員会資料12ページをお願いいたします。

浄化センター耐水化実施設計に係ります繰越し箇所図でございます。

浄化センターの耐水化につきましては、浄化センターが鳥栖市洪水ハザードマップによる浸水が想定される区域に立地していることから、浸水対策として浄化センターの敷地に高さ4.9メートルの耐水壁を設置するものでございます。

繰越しの理由といたしましては、設計業務を進めていく中で、送電線移設の協議に不測の日数を要したためでございます。

本業務は本年5月に完了をいたしております。

次に、委員会資料13ページをお願いいたします。

浄化センター中央監視室空調設備取替工事に係ります繰越し箇所図でございます。

赤色で囲んでいる箇所が今回の繰越し箇所でございます。

浄化センター中央監視室空調設備取替工事は、浄化センター内の管理棟が工事箇所でございます。

繰越しの理由といたしましては、能登半島地震の災害復旧の対応が進められたことに伴いまして、空調設備に関連する資材の調達に遅れが生じたためでございます。

本工事は、本年5月に完了をいたしております。

この浄化センター中央監視室空調設備取替工事に関しましては、再度委員会資料の8ページをお願いいたします。

浄化センター中央監視室空調設備取替工事は、上の表の中ほど、それと併せまして下の表に分けて記載をさせていただいております。

工事の内容といたしましては、既存空調設備の撤去と、新たな空調設備の設置を行うものでございます。

一体的な工事ではありますが、予算区分の関係から、新たな空調設備の設置に係る経費711万4,000円は建設改良費として上の表に、既存空調設備の撤去に係る費用383万2,000円は収益的収支となりますので下の表に、それぞれ分けて記載をしているものでございます。

次に、委員会資料14ページをお願いします。

管きょ整備事業のうち、管きょ改築工事（ストックマネジメント）に係ります繰越し箇所図でございます。

赤色で着色している区間が今回の繰越し箇所でございます。

繰越しの理由といたしましては、国の臨時経済対策に伴い事業の進捗を図るため、さきの

市議会 2 月臨時会において承認いただきました補正予算により実施する工事でありますことから、完了が令和 6 年度となるためでございます。

工事の完了時期は本年11月を見込んでいるところでございます。

次に、委員会資料15ページをお願いいたします。

西田川排水区雨水整備工事に係ります繰越し箇所図でございます。

赤色で着色している区間が今回の繰越し箇所でございます。

繰越しの理由といたしましては、国の臨時経済対策に伴い、事業の進捗を図るため、さきの市議会 2 月臨時会において承認いただきました補正予算により、実施する工事でありますことから、完了が令和 6 年度となるためでございます。

工事の完了は本年12月を見込んでいるところでございます。

以上で、報告第 6 号、報告第 7 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

先ほどから下水道施設整備事業の浄化センターの改築工事と、下水道施設整備事業の北部中継ポンプ場の増設工事が不落ということですが、不落の理由は何ですか。

#### **桑形伸上下水道局下水道課長**

不落に関しては、金額が合わずに落札できなかったものになります。

公的な歩掛ではじいてますけれども、やはり物価の材料とか労賃の高騰、この辺で世の中の工事とすり合わせができなかったものと考えております。

#### **小石弘和委員**

不落は解消した？どのくらいの金額が不落の原因になっていたわけですか。

#### **桑形伸上下水道局下水道課長**

すいません。金額までは把握しておりません。

でも、いずれにしましても、その後に金額の見直しをしまして、再度入札をかけておりますので、その中で落札ができたものになっておりますので、ものすごくかけ離れたものではなかったと考えております。

#### **小石弘和委員**

下水道設備事業の最初に入札に出した金額は幾らだったんですか。

下水道設備事業のこの 2 つが不落でしょう、最初の金額は幾らですか、入札予定価格ですか。

## 桑形伸上下水道局下水道課長

すみません。下水道事業団に内容自体は委託しておりますので、細かい数字までは把握をしておりませんが、落札価格が、最終的に工事の合計としまして、ストックマネジメント事業で3億3,936万円となっておりますので、この予定価格は変えずに入札を成立させておりますので、当初と変わってない金額で進めていると考えております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

「発言する者なし」

以上で、上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

次に、建設部関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時54分休憩

~~~~~

午後 1 時 9 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

中島勇一建設部長

令和6年6月定例会建設経済常任委員会、建設部関係の審査に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

今回の議案乙17号一般会計補正予算でございますが、国の交付金の内示に伴う事業の補正が主なものとなりますが、そのほかに内水浸水対策事業、立地適正化計画策定事業、市民公園整備事業などに必要な額を補正いたしております。

土木費の補正額といたしましては、2億857万1,000円の補正となり、当初予算27億1,452万4,000円と合わせますと、29億2,309万5,000円となっております。

また、専決処分事項や繰越明許費の報告事項などもございます。

それでは、各担当課長より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 建設課・維持管理課

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号専決処分事項の報告について

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

### 藤田昌隆委員長

それでは、これより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課・維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、報告第1号専決処分事項の報告について及び報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

### 三澄洋文建設課長

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、建設課分につきまして、補正予算説明資料に基づき御説明をいたします。

まず2ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、道路改良事業等に関わる国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額補正でございます。

3ページをお願いいたします。

節3住宅費国庫補助金につきましては、市営住宅改善事業費等に関わる国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う減額補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業等の交付金増額に伴う補正でございます。

5ページをお願いいたします。

節4住宅債につきましては、市営住宅改善事業等に関わる交付金減額分の補填を行うものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 6 道路整備交付金事業費、節 12 の委託料と節 14 の工事請負費につきましては、現在取り組んでおります道路改良事業を促進するための補正でございます。

これにつきましては、主要事項説明書にて御説明をいたします。

7 ページをお願いいたします。田代大官町・萱方線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、当初は、黒で示す箇所を物件移転補償、それから事業用地の取得、道路改良事業等を計上しておりました。

今回の補正によって、赤斜線でお示します箇所の道路改良工事を追加するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

国土交通省・今町線道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、当初は黒で示す区間の詳細設計、それから用地測量を計上しておりましたけれども、今回の補正により、赤丸でお示します箇所の地質調査を追加するものでございます。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、横断水路の拡幅工事に伴い、N T T 地下ケーブルの移設に不測の日数を要し、工事費を繰り越しておりましたけれども、本年 5 月末で工事を完了しております。

また、家屋等の移転等に関し、一定の時間を要していることから、移転補償費を繰り越しており、本年度中の移転完了を見込んでいるところでございます。

次に、国土交通省・今町線改良事業につきましては、地元及び沿線企業等との協議・調整に不測の日数を要したため、委託費を繰り越しており、本年 9 月下旬の業務完了を見込んでいるところでございます。

次に、浅井アパート（12・13 棟）外壁及び配水管改修設計業務において、こちらは入札不調から委託費を繰り越しておりましたけれども、本年 5 月末で業務を完了しております。

最後に、浅井アパート 11 棟外壁及び配水管改修工事・監理業務につきましては、既存の引込管との干渉により改修計画の見直しに不測の日数を要し、工事費などを繰り越しておりましたけれども、本年 6 月末での完了を見込んでいるところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

それでは、引き続き補正予算説明資料に基づき、維持管理課関係分の説明を行います。

10ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化事業、通学路緊急対策事業に係る国の補助金の内示に伴うものでございます。

内容につきましては、歳出で説明いたします。

その下、款23市債、項1市債、目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、先ほどの2事業を含む道路事業に係る市債でございます。

次のページをお願いいたします。

節2河川債につきましては、河川浚渫改良事業に係る市債でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節12委託料、道路維持測量設計委託料につきましては、道路維持工事で実施予定箇所のうち、測量設計に時間を要する箇所について、速やかな対策の実施に向けた詳細設計に必要な費用を計上いたしております。

次に、目3道路舗装費、節12委託料、道路舗装測量設計委託料につきましても、先ほどと同様に道路舗装工事で実施予定箇所のうち、測量設計に時間を要する箇所について詳細設計に必要な諸費用を補正いたしております。

節14工事請負費につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴うものでございます。

13ページの主要事項説明書をお願いいたします。

永吉・重田線につきましては、赤色でお示ししておりますとおり、本年度当初予算の施工予定区間370メートルからさらに南側50メートル区間の舗装打ち替えを実施するものでございます。

資料の14ページをお願いいたします。

目4橋梁維持費、節12委託料及び節14工事請負費につきましても、国の補助金の内示に伴う補正でございます。

次のページの主要事項説明書をお願いいたします。

鳥栖市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、設計委託1橋、改修工事2橋の計3箇所の事業を予定いたしております。

14ページに戻っていただきまして、目5交通安全対策事業費、節14工事請負費につきまし

ては、交通安全施設整備事業に係る補正でございます。

16ページの主要事項説明書をお願いいたします。

通学路緊急対策事業につきましては、国の補助金の内示に伴い補正するものでございます。

今泉・安楽寺線の交通安全施設通整備につきましては、今回97万7,000円を補正いたしまして、当初予算を含め、1,500万円の事業費といたしております。

また、道路照明灯LED化工事につきましては、老朽化している道路照明灯13基についてLED化を行う計画としております。

資料17ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節12委託料のうち、河川測量設計委託料につきましては、準用河川であります市内10河川につきまして、昨年度実施した損傷箇所調査の結果、河床の洗掘、護岸の損傷等が認められましたので、必要な改修を行うための測量設計に要する費用を補正いたしております。

また、内水浸水対策事業につきましては、次のページの主要事項説明書をお願いいたします。

内水浸水対策事業につきましては、本年2月に設置しました鳥栖市浸水対策検討会などでの具体的検討を深めていくために、浸水被害軽減に向けた取組の検討会などの運営補助のための費用として、内水浸水短期対策検討業務3,200万円を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

道路舗装事業につきましては、令和5年11月に成立いたしました国の補正予算に対応するもので履行期間を本年7月までといたしております。

次に、橋梁長寿命化事業につきましても、主に令和5年11月に成立しました国の補正予算に対応するもので、履行期間を令和7年2月末までといたしております。

次に、交通安全施設整備事業につきましても、主に令和5年11月に設立しました国の補正予算に対応するもので、履行期間を本年6月末までといたしております。

次に、土木施設災害復旧事業につきましては、県との協議・調整に一定の時間期間を要したため、工事請負費を繰り越すこととなったもので、履行期間を令和7年2月末までといたしております。

以上、補正予算についての説明でございます。

続きまして、専決処分事項の報告について御説明いたします。

委員会資料専決処分事項の報告についての2ページ目をお願いいたします。

道路の管理瑕疵に基づく損害賠償額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定によ



り、専決処分したことを報告するものでございます。

相手方は個人でございます。

過失割合につきましては、市 6 割、相手方 4 割、専決処分の日は令和 6 年 5 月 19 日でございます。

事件の概要といたしましては、令和 6 年 3 月 18 日午後 2 時 10 分頃、自家用車で市道蔵上水町 2 号線を北から南に向けて矢印の方向に走行中、路面のわだち掘れによる隆起にフロントアームが接触し、損傷したものでございます。

以上、簡単ではございますが報告といたします。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

7 ページの田代大官町・萱方線、これは平成 26 年に事業認可を受けているわけよ。

事業計画が 5 年やったよね。それが令和 4 年度の完成の見直しをされると。

それからずっといろいろな問題で遅れている。

この遅れている原因を的確に教えてください。

#### **三澄洋文建設課長**

御指摘ありましたように、もともと令和 4 年で終わる予定だったのが、先日ですか、令和 7 年度で延期をさせていただいたってことはあると思います。

現在完了に向けて鋭意進めておりますけれども、遅れている要因が、私は個人的に 2 つあると思っております。

1 つが、用地の分がまだ 1 件残っております。家屋の補償の物件が 1 件残っていると。それがまだ終わってない分がございます。

それと、例えば占用物件です。電柱であったり、N T T 地下ケーブルであったり、そういったものが沿線上にかなりあって、移転先の問題であったり、仮設の問題であったり、そういった移転の話が電柱にもいろいろ――例えば、ケーブルが電気以外にも通信系とかいろんなところがございますので、その調整にかなり時間を要しているというものがありますので、この辺が少し時間がかかるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

#### **小石弘和委員**

これは私も一般質問で 3 回ほど質問して、委員会でも相当いろいろなことでお願いをしているわけ。

ここは都市計画道路へ現況復帰というようなことで、期待の道なんですよ。

令和４年度の見直しは私もいろいろな事情を見て我慢しましたが、令和７年度の完成にはおぼつかないんじゃないかなというふうに感じているんです。それだけの原因ではないんじゃないかなと私は思う。

最終的にいつ完成するんですか、平成26年に事業認可が許可されて何年ですか、今は令和6年ですよ。こんな100メートルに、1.1キロですよ。

あその上側は今は相当住宅があって、小さい子供たちがいっぱい通学して遊びにやってくるんです。

道も変則になっていますし、非常に危険な状態であるわけです。

工事が進んでない原因が何かあるんじゃないかなと思うんですけど。

私は地域の住民から早く完成してほしいとかいろんなことを言われてます。

若葉地区の交通指導員が2名不足していて、今年の4月にやっと2名補充して、あその線に立っていただくようになりました。

あれで少しは一安心ですけど、めどがつかないんじゃないですか。

私が建設部長さんを調べてみたら、4代です4代。平成26年から4代変わってますよ。

### 三澄洋文建設課長

おっしゃるように、非常に遅れてるのは重々認識をしているところでございます。

令和6年度の今回の予算が可決いただければ、事業進捗率としては、令和6年度末で93%ぐらいには行きそうだということで見込んでるところでございます。

今後も、例えば国の2次補正であったり、そういったものの機会があったときにはそういった予算を取りにいきながら、少しでも進捗を伸ばしていきたいというふうに思ってます。

申し訳ございませんけど、それぐらいしか……。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

### 藤田昌隆委員長

今の答弁でよろしいですか。

### 小石弘和委員

私ももうこれ以上は言いません。

しかし、今後状況を見ながら再度、公のところで質疑したいと思います。

以上です。

### 藤田昌隆委員長

ほかには。

### 野下泰弘委員

資料の18ページ、内水浸水対策事業で2点お伺ひしたいんですが、まずこの調査等委託費

3,200万円の内訳と、今回は内水浸水想定区域図作成というところですが、これは今年作成される3D都市モデルとして浸水区域が出ると思うんですが、こういった違いがあるのかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

**藤田昌隆委員長**

すいません、もう一回お願いします。

**野下泰弘委員**

まず、3,200万円の内訳を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

これを会議のために使われるかとか、そこら辺を少し伺いできれば。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

3,200万円の内訳でございますけれども、その会議の補助というのもございますが、主に出水期に向けた短期の施策の検討というのが多くございます。

そのほかに中長期を含めたロードマップの作成などが主な内容となっております。

以上です。

**野下泰弘委員**

短期の検討の上で、業者に何かしらつくっていただくとか、そこら辺でこれだけのお金がかかるって認識でよろしいですか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

河川や水路のしゅんせつや清掃などについて、今までもやってきたことについては引き続きやっていきたいと思っておりますけれども、それぞれの浸水の4エリアで、1つは新たな方策について、専門的知見を持つ業者からの提案などを期待しているところでございます。

以上です。

**野下泰弘委員**

提案を期待しているってことですが、提案をしてもらうのにこれだけの費用がかかるんですか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

先ほどの繰り返しになりますけれども、短期施策の検討や内水浸水対策のロードマップ、中長期な部分を含めた計画にはなりますけれども、そういったものの検討をしていく必要がございます。

そういったものを、改めて国、県等とともに検討会も開催してまいりますので、そういった中で、より具体的な実現可能な方策について議論していくための事業内容の整理ですとか、そういったものをやっていくということを検討して、予定しているところでございます。

**藤田昌隆委員長**

私からいいですか。

この内水浸水短期対策検討業務というのは、今、答弁あったように、国、県が一緒になって会議に入ってますよね。

この調査等委託料で3,200万円ですよ。

今までの傾向として、何かプロジェクトを立てたら、いろんな調査とか会議で2,000万円、3,000万円使われてますが、この3,200万円の中で、県支出金は？

県が一緒になって会議してるんだったら、例えば県が主導的にこの県支出金の中に2,000万円入れるとかそういうのはないの？ほぼ会議費？

いろんな業者にアイデアをお願いしますという部分もあるかもしれないけど、3Dは3Dでまたする、こういった業務も2,000万円も3,000万円も使ってます。

今、野下議員が言ったように、この3,200万円は、会議料が2,000万円なのか、県から来てくれるからそういう日当を払うのかどうか知りませんが、その辺、この3,200万円の本当の内訳を私は聞きたい。

大石次長、分かりますか。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

この3,200万円は、あくまでも専門のコンサルタントに払うものでございます。

財源については、全て市の単独費予算でございます。

以上です。

#### **久保山日出男委員**

一般財源だから市の予算っていうのは当然、分かります。

今委員長が申されたのは多分、コンサルに行く3,200万円の振り分け、図面を作成するに幾らって、あらかたの計算が分かるんじゃないかということなんよ。

それをみんな疑問持ってるんだから、あらかた分かるように説明したらどうか。

予算要求したんだから、ある程度振り分け内容は分かるでしょう。それを説明してくれないと皆さん分からないんだよね。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

内訳といたしましては、今から申し上げますのは、経費を除く数字になりますけれども…  
…（「経費が幾らって言って」と呼ぶ者あり）

それで、それにまとめて経費がまた別にとということになりますので。

出水期の検討で約120万円、それから浸水箇所の対策の検討をロードマップ作成に約170万円、それから、会議の資料作成などの会議の支援で約500万円でございます。

それに経費がかかってまいりますので、今申し上げた内容のものの経費として、約2,000

万円がかかってまいります。

以上です。

**久保山日出男委員**

これまでのいろんな説明の中で、ある程度の説明をしてくださいよ。

この建設経済委員の方も変わられた方もおいでですし、約半分は変わってるんだから。

その辺をきちんと説明せんとそういう疑問を抱かれるから、そのようにお願いしときます。

**野下泰弘委員**

残りの2,000万円が経費っていうところで、その経費ってというのがコンサルタントに流れるっていうところでよろしかったですか。

その経費が何なのか。2,000万円がコンサルタント料っていうところでいいんですか。

**藤田昌隆委員長**

今、120万円、ロードマップで170万円、資料代で500万円。これで790万円なんよ。

**中島勇一建設部長**

御説明いたします。

今お話ししたコンサルタントの委託料ってというのは、全てで3,200万円となります。

測量費といいまして、人件費に当たるのが約1,200万円で、その他の経費、要は一般管理費だとかその他の原価にかかってくる経費等々、それが測量及び試験費とかそういったものと大体2倍ぐらいかかってきます。金額にはよりますけれども4割、工事が大体6割になります。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**野下泰弘委員**

はい。

**小石弘和委員**

9ページの公営住宅の改良事業で、浅井アパートの12棟・13棟の外壁及び排水管改修設計業務。これは10月から387万円。

10月に入札を行ったもの——入札は不落になったわけですか。そしてこれをまたやり変えたわけですか。

**三澄洋文建設課長**

こちらにつきましては、10月に入札をかけさせていただきまして、不調ということで応札がいただけなかったという経緯がございます。

それからその指名した業者さんにその理由を確認させていただいて、どうしても繁忙期で

あるということで、今は会社に職員がいないというか、そういったものがあつたので、例えば年度末であれば、受注機会が可能ですよという意見を頂きましたので、2月か3月かそれぐらいに発注させていただいて、繰越しをさせていただいたところでございます。

以上です。

#### **小石弘和委員**

この387万円は、ただ仕事ができない期間だったわけですね。

金額は増額も何もしないという話ですね。

#### **三澄洋文建設課長**

金額の変更は行っておりません。

以上です。

#### **小石弘和委員**

それから、私はあそこを散歩の道にしておりますけれども、何で外壁の色がモスグリーンに変わったんですか。私は不思議でたまらないんですよ。

まだ残りが白なんで、ぽかーんとモスグリーンの色になってるんで、理由を聞きたいと思って。

#### **犬塚毅建設課営繕係長**

建物の改修、整備をする際には、外観の色なんかに関しては、周辺環境との調和というのを考慮しながら、様々な色がありますので、どの色がいいのかというのを検討した上で、最終的には決定して塗装を施したということになります。

#### **小石弘和委員**

いや、この市営住宅の12棟は1番北側ですよ。あと11棟もそういうふうな色になるわけですね。

そうすると、順番にしていくと12棟のところは色があせるわけ。どのくらいかかるか分らん、20年かかるかも分かりません。

そういうようなことを考えたら景観を配慮したと……、なんで配慮されたかなと思って。おかしい色合いを使ってるんじゃないかなって。

見られて、すごいなというようなことを思われますか。私は違和感を感じます。

一緒に変わるなら別に問題はないですよ。その言い訳は分かると思うんですけど。

12棟の1棟だけですよ、ぽかーんと。

#### **犬塚毅建設課営繕係長**

御指摘がありましたのもごもっともかと思います。

今は11棟のみ整備をしております、残りの12棟から19棟まで、また隣に県営住宅も並ん

でおりますけれども、ちょっと浮いたような状況になっているものとは考えております。

今後事業を進める上で、その辺りの景観への調和とか、ああいうことも引き続き図りながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

**小石弘和委員**

これの色合いの予算の決定をするときは、住宅係だけで決定するんですか、庁内会議で決定してるんですか。それだけ教えてください。

**犬塚毅建設課営繕係長**

建設課で決定をさせていただいております。

**小石弘和委員**

建設課なら、課長、部長、ここにいる三澄課長や中島部長と住宅係と全部でしたわけ。建設部の中で。

**犬塚毅建設課営繕係長**

市営住宅ということになりますので、まずは住宅係。それと建設課内に私どもが営繕としておりますので、営繕係。ここでまずは協議をしまして、最終的には建設課内で決定をしております。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ほかには。

**飛松妙子委員**

先ほどの内水浸水対策事業についてお尋ねします。

目的のところに「本市の内水浸水対策においては、国・県・市において情報共有を図るとともに、浸水被害の軽減を図ることを目的」と書いてありますが、国、県、市においての情報共有とはどういうことを考えていらっしゃるのかを教えてください。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

今年の2月に発足いたしました鳥栖市浸水対策検討会におきましては、国でいえば筑後川河川事務所、県につきましては道路部署、それから河川部署などの担当者が入っていただきまして、これまでの鳥栖市内における道路や住宅道路の冠水や住宅の浸水被害などの情報態度を共有をした上で、現在取れる対策、それから今後練り上げていく必要があるものについて、今後それぞれの部署で情報共有をやることを共有しながら、少しでも鳥栖市内の浸水被害の軽減につなげていきたいということを考えております。

そういった中で、それぞれで今後進めていくもの、それから計画をしていくものについて、

国の計画、県の計画、それから市の計画とそういったものを情報共有しながら、より効果的な対策が取れないかというようなものを含めて、検討してまいりたいと考えております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

そこが一番大事なと思ってます。

というのが、例えば今まで県河川とか放水路とか、ここのしゅんせつ作業はどうなるんですかって聞いたときに、それは県に聞かないと分からないですっていう返答がありましたので、そこが改善されて、市に聞けばその情報としては持っているってことで理解してよろしいでしょうか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

それにつきましては、この組織の発足をきっかけに、今まで不十分だったところも含めて情報共有を図りながら、今おっしゃるような国、県の対策、事業も含めて情報共有を図ってまいりたいと考えております。

**飛松妙子委員**

本当に期待しています。

例えばしゅんせつに限っては、何年かに1回のしゅんせつだと思うんです。

そういったときにその管理といいますか、例えば轟木川は何年に1回だったら、何年にしゅんせつして、何年にしゅんせつしてって、そういうことまで管理ができるのか。

例えば、三、四年に1回って言われたときに、3年なのか4年なのかによって、例えば放水路の中が草がぼうぼうに生えているような状況の中で、特に今年に限っては梅雨も十何日か遅れてるって言われてますし、集中して雨が降るんじゃないかっていうところで、近くに住む方々はとても不安でいっぱいなんです。

昨日も商工団地の中の――あそこは放水路になるんですか、川の名前が分からなかったんですけど、商工団地の端っこの藤木町との野球場の練習場みたいなところの建物がある、あれって途中で切れてますよね、途中から発生してますよね、藤木町の。

取りあえず、その部分が草ぼうぼうで木が生えてて、大雨が降ると藤木町の低いところがタイヤのところまで水がつかるのでとても心配という声もあって。

そこをいつしゅんせつするのかっていうところまで市が把握してくださると、問合せしてお答えすることもできますので、そういう情報共有も含めてやっていただきたいと思います。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

河川のしゅんせつにつきましては、市も国、県も同じだと思いますけれども、年数を決めているのではなくて堆積状況によって、ある程度堆積してからしゅんせつということになり



ますので、何年に1回とかいうその結果が、おおよそ何年に1回という程度のことだったと思います。

堆積状況が少なければする必要がないので、別の場所をするというようなところにつながっているかと思います。

前川につきましても、二、三年前ぐらいにしゅんせつを行っておりますけれども、おっしゃるその商工団地の上流部まではまだやってなかったかと思います。

あそこは県の管理河川になりますので、今のような御意見もそういったところにもお届けしていきたいと思っております。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

市民ポータルで道路とか危険箇所……、3つぐらいあったと思うんですけど、しゅんせつもそこに入れることってできるんですか。

昨日それでお知らせしようかなと思ったんですけど項目がなくて、まだお伝えしてなかったんですが、市民ポータルの中で道路上の陥没とかいう通報システムがあると思うんですけど、その他の欄とかをつくっていただけるとお知らせができるかなと思うんですけど。

#### **江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

市民ポータルサイト、市民通報システムの件だと思いますけれども、こちらの項目については、今、道路陥没と街路灯照明の球切れ、この2点を項目として維持管理課は上げさせていただきます。

御指摘いただいた排水路であったり、準用河川のしゅんせつという部分の項目というのは、大本である情報管理課がポータルサイトのほうは運用してますので、そこと引き続き協議をさせていただき、項目の追加ということ自体はできるかとは思いますが、その部分を市民の方から頂いたものをどう反映していくのか、そういった部分も含めて、項目の設定をするかどうかも含めてまずは内部で検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

よろしくお願いいたします。

以上です。

#### **小石弘和委員**

確認をしておきますが、先ほど係長は浅井アパートの色が変わってるのは12棟と言ったよ。

12棟？11棟？北側から11棟かな。

12棟と13棟？こんな南側に下っているわけ？

補正予算説明資料の9ページ一番下の段に浅井アパート11棟の外壁及び配水管改修工事、これにつきましては、今月6月末に完了予定でございます。

以上でございます。

じゃあ要するに387万円というのは、12棟と13棟の外壁及び配水管改修設計業務というふうな形になるわけですね。これも色合いが変わるわけですね。

以上でございます。

〔発言する者なし〕

以上で、建設課・維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

## 報告（建設課）

## 轟木排水機場のポンプ不具合について

執行部の説明を求めます。

お配りしております資料に参考資料をつけておりますので、御参考に御覧いただければと  
思います。

議案外でございますけれども、轟木排水機場のポンプの不具合を御報告いただきましたので御報告いたします。

国が管理する轟木排水機場につきましては、令和6年5月31日に実施されました定期点検によって、3号ポンプの故障が発見されております。

故障の具体でございますが、こちらはガスタービンエンジン内のベアリング部分の異常があったということで、故障の要因につきましては、現在調査中と報告を受けているところでございます。

ポンプの復旧時期につきましては、ポンプ設備の状況調査を進めており、現時点では未定ということで国のほうから伺っているところでございます。

ポンプ復旧までの対応といたしましては、国が保有する排水ポンプ、それから水中ポンプなどを設置して、従前の排水機能を確保しながら対応するというところで伺っているところでございます。

以上、御報告をいたします。

何か質疑は。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

以上で、議案外の報告を終わります。

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

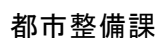
午後 1 時58分休憩

~~~~~

午後 2 時 9 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



報告第3号繰越明許費繰越計算書

執行部の説明を求めます。

22ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、節 12 委託料につきましては、立地適正化計画策定業務委託料でございます。

24 ページの参考資料をお願いしたいと思います。

最初に、立地適正化計画制度の概要について御説明いたします。

立地適正化計画制度の創設の背景といたしましては、まず左のところでございますけれども、昨今の都市が抱える課題として、人口減少・高齢者の増加、拡散した市街地、頻発・激甚化する自然災害という状況にあり、また、こうした状況が進むと、下の段の都市の生活を支える機能の低下、地域経済の衰退、厳しい財政状況、都市部での甚大な災害発生など、様々な問題が引き起こされ、どんどん住みにくくなってしまうおそれがございます。

中央部分になりますけれども、立地適正化計画が目指すまちとして、生活サービス機能と居住を集約・誘導し、居住を集約・流動し、人口を集積するコンパクトシティと、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築のまちづくりを進めるものでございます。

右側になります。

コンパクトシティ化による効果の例といたしまして、生活利便性の維持・向上等、地域経済の活性化、行政コストの削減等、地球環境への負荷の低減、居住地の安全性強化などが期待できます。

次のページをお願いいたします。

立地適正化計画の概要でございます。

本計画は、居住や都市機能の誘導、公共交通の充実等によって、持続可能なまちづくりを目指す都市再生特別措置法に基づく計画でございます。

立地適正化計画の区域は、左下の図で緑色で塗り潰してある都市計画区域全体になります。

また、赤斜線の用途地域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要でございます。

この居住誘導区域とは、右側の分でございますけれども、一定のエリアで人口密度を維持し、日常生活サービス等が持続的に確保されるよう居住の誘導を図る区域でございます。

都市機能誘導区域とは、公共施設等、維持・誘導する施設を設定し、日常生活サービスの効率的な提供を図る区域でございます。

また、維持・充実を図る公共交通網を設定するものでございます。

23 ページをお願いいたします。

2 つ目の事業内容のところでございますけれども、立地適正化計画策定事業は、令和 6 年度から令和 7 年度の 2 か年で取り組みます。

今年度の業務内容といたしましては、住民意向の把握、目指すべき都市の骨格構造と誘導

方針の検討、居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施策の検討でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節12委託料は、調査検証業務委託料として、市民公園の費用対効果分析業務委託料でございます。

27ページのほうをお願いいたします。

目的といたしましては、今後、国の社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めていくために、市民公園整備基本計画に基づく費用対効果分析を行うものでございます。

費用対効果の算出に当たりましては、費用に対し便益の割合を算出することで、この計画がその投資に見合った成果を得られるものであるかどうかを検証するものでございます。

なお、分母である費用につきましては、まだ具体的な整備が決まっていないスポーツ施設エリア整備の事業費用は含めません。

便益につきましては、国のマニュアルに基づき市民公園全体で算出することとなります。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

最初に、大規模盛土造成地調査事業につきましては、国の令和5年度補正予算に対応するため、大規模盛土造成地調査事業に係る調査委託料を繰り越すものでございます。

次に、市民公園整備事業の市民公園の園路、駐車場等の改修について、及び下の段の公園施設長寿命化事業の工事費の市民公園球場周辺舗装改修につきましては、改修箇所の優先度及び各関係者との調整に不測の日数を要したため、工事請負費を繰り越すものでございます。

以上、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、建設部都市整備課分の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

すいません、聞き漏らしましたので、もう一度お尋ねしたいと思います。

26ページの調査検証業務委託料、市民公園費用対効果分析業務委託ですね。

798万6,000円の分の質問ですけれども。

全体的な空間の費用対効果を出すということで、何かが入らないって言われましたけど、公園が入らないんですか。

田中秀信都市整備課長

すいません、早口で。

分母のコストのほうですね、費用につきましては、まだ具体的な整備が決まっていないス

スポーツ施設エリアの、そこは分母につきましては、事業費用は見れませんという内容でございます。

まだ具体的な内容が決まっていないので、今回の効果検証の中での整備費用には含まないということでございます。

和田晴美委員

理解できました。

野下泰弘委員

27ページの公園のところですけど、別の場でお伺いすることはあったんですが、再度聞きたいと思います。

相撲場のところから南側に道路が来るところで、相撲開催時のイベント時、この道路はどういうふうにされるのかっていうところを教えていただければと思います。

道路は聞いてよかったんですね。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

野下委員の御質問にお答えさせていただきます。

前回5月10日の委員会の所管事務調査の中において若干説明させていただきましたが、委員会のほうからも厳しい御指摘を頂いていることは認識しておるところをまず申し上げまして、こちらについては現時点では、こちらの相撲場につきましては、開催時において、バリカーなどを設置して、通さないような形を想定いたしておりますが、前回の所管事務調査の折に、委員会において現地調査をされるという御判断をいただきましたので、そちらを受けて、今後、検討させていただくことになろうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

まだ検討の余地はあるというところで、現地のほうを見させていただいて、お話しできればと思います。

久保山日出男委員

私もですが、野下委員の疑問がつきますから、現地のところで説明を皆さん受けましょうか。この件についてはですね。そのほうが分かりやすいんじゃないかと思います。

先ほどからいろいろ言われていますから、現地で説明を聞いたほうが分かりやすいんじゃないかと。

ここだけじゃあ、図面では問題視ができんごたる感じ。

できたら、もう現地に行って、帰ってから質問を受けたほうがいいんじゃないかなと思い

ますが、いかがですか。

藤田昌隆委員長

視察に入っていますので。

それから、出なかったら私から聞きますけど、立地適正化計画で、私も一般質問しましたけど、率直に聞きますが、市街化調整区域に住んでいる人間はどうするんですか。

サービスとかどうのこうの書いてありますが、これは全部市街化に住んでる人がいろんなサービスを受けられるとかしてありますけど。

市街化調整区域に住んでいる人が、分かりましたと、じゃあ市街地に入りますといった場合は何らかのどうのこうのは考えていないんでしょう。

例えば、移転料を出しますとか、土地を用意しますとか。ただ、計画を出している。全部そう。聞きたんにいら立ってくるんですけど。

田中秀信都市整備課長

まず、誘導することへのインセンティブ、価値ですね、そういう費用とかについては今後の検討になるかと思います。

先に御質問がありました、市街化調整区域内はどうなるかっていう、取り残されるのかということでございますけれども、今回、居住誘導区域及び都市機能誘導区域については、御指摘のとおり市街化区域内になっておりますけれども、調整区域には既存集落等の維持というものがございしますので、そこは現在の制度では地区計画制度もしくは50戸連たん制度を活用しながら、集落の維持を図るとともに、今回、公共交通での点と点を結ぶっていうところでの展開が考えられるものと思います。

藤田昌隆委員長

今のは、一見前向きな言葉みたいですが、その地区計画の中には、例えば、インフラ整備がかかって費用対効果というか、設備投資がかかり過ぎて、すぐ排除になる。

そういう問題が今までずっと出てきた中で、前回の地区計画が上がってきたのは、小郡鳥栖南の手前の開発、サザン何とか、あそこを設置したいがために出した苦肉の計画であって、たまたまほかのところが入ってきた。

市街化調整区域をどうかしようと思っただけの計画じゃないと。

それはもう見え見えなんですよ。

そういう中で、優良農地って。優良農地の定義が分からん。

そういう問題がありながら、市街化にインセンティブをどうのこうのって今の答弁ありましたが、市街化調整区域、50戸連たんとか、あの辺も見直しをしてほしいし、今度、都計審で勉強会という形でありましたが、肝腎な議員も何人かいないままに勉強会が始めると

か、考えられんようなことをやっていますよね。

この立地適正計画、ただだったらいいですよ。

しかし、市の負担金というのがちゃんと出てくるわけじゃないですか。

その辺も考えて、ぜひ真剣に、今後の市街化調整区域も含めて、鳥栖市内の土地の有効利用をぜひ考えてほしいと思います。

以上です。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑は終わりますが、よろしいですか。

野下泰弘委員

同じ立地適正化計画の中で、ある程度、行政の考えていうところがあると思うんですけど、やっぱりこのコンパクトシティっていうのは鳥栖駅を中心に考えられているんでしょうか。

で、新鳥栖駅の位置づけは、ここも行政のある程度こういったふうにしてほしいという思いがあって、これを投げるのか。

それとも、そもそも全体を見て、どっかのコンサルが、こういうふうに今後30年かけてしていったほうがいいというような形でつくられるのか、教えていただきたいなと思います。

三橋秀成都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査

新鳥栖駅が中心なのかというふうなお話ですけれども、先ほど課長から御説明させてもらったとおり、都市機能誘導区域っていうのがどうしても商業施設とか、そういうようなところを集めるってことになりますので、鳥栖駅周辺というのは現在でも用途地域と商業地域になっておりますので、中心になってくるというのは間違いないのかなと思っております。

ただ、おっしゃってありますとおり、新鳥栖駅につきましても、現在は調整区域があるとか、西側の区画整理のあたりがまだ商業施設が集まっていないだとか、そういうふうな問題がございますので、当然、新鳥栖駅周辺についてそういった機能を集めるかどうかというのは、市のほうからもある程度のビジョンを伝えながら、コンサルさんをつくっていききたいというふうに思っております。

久保山日出男委員

まちづくり推進センターとかそういうもんじゃなくて、駅中心にこれを考えてあるかどうか。

三橋秀成都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査

例として駅を上げさせていただきましたけれども、よその自治体とかでは、合併する前の

協議の参考といたしますため、この陳情に関する執行部の見解について御説明をお願いしたいと思います。

田中秀信都市整備課長

こちらの八ツ並公園に関することの要望につきましては、鳥栖市長宛てにも要望書が出ているところでございます。

5点ほど出ておりまして、それぞれについて市の考え方について御説明したいと思います。

まず1つ目がフェンスの整備（ボール遊び対策）です。

公園のフェンス等の設置につきましては、基本的に利用者の安全確保という観点から必要と認識しております。

ただ、市内全ての公園の現状把握、調査等を進めているところでございまして、必要箇所につきましては、状況に応じ、公園の整備計画などに反映できるよう順次検討していきたいと考えております。

一方、ボール遊び対策のほう、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれのある危険なボール遊びにつきましては、全ての公園において禁止しているところでございます。

ほかの方がけがをされないような柔らかいボールを使用して遊んでいただくようお願いしたいと考えております。

通常、サッカー、野球などの危害を及ぼす強いボールとか、多人数で遊ぶ競技につきましては、学校等のグラウンドの利用をお願いしたいと考えております。

次に、駐車場の整備についてでございます。

八ツ並公園につきましては、近隣に居住される方を対象としている近隣公園として整備されております。

車で来られる方の利用を想定していないため、駐車場の整備の予定はございません。

3つ目のバスケットボールゴールの設置でございます。

バスケットボールの騒音等で近隣からの苦情等が懸念されているところでございます。

ただし、地域のほうで、地域の住民の方の総意、また、公園近くの特に騒音等が懸念される近隣の方の住民の御理解をいただけるのであれば、今後の公園の整備計画などに反映していきたいと考えているところでございます。

4つ目の防災施設の整備についてでございます。

公園につきましては、一時避難地としての機能を有しているほか、本公園につきましては、鳥栖市防災計画におきまして、防災ヘリ、ドクターヘリのヘリポートとして位置づけされているところでございます。当然、防災機能が高い公園と認識しております。

今後の防災施設の整備につきましては、施設の更新時期と併せて検討していきたいと考え

ております。

5つ目の魅力的な大型遊具の設置についてでございます。

遊具につきましては、既存の設置状況等を勘案し、現在、全体的に計画的に更新しているところでございます。

本公園につきましては、先ほど御説明したとおり、ヘリポート機能を有しており、大型遊具を増設するとヘリポートエリアの確保が困難となるおそれがあるものと考えているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

分かりました。

今、答弁のあった分は弥生が丘のまちづくり推進協議会会長の松田隆さんにもうお返しはしているわけ。

田中秀信都市整備課長

市のほうからも回答しているところでございます。

藤田昌隆委員長

それに対する御意見とか何かあった？

田中秀信都市整備課長

現時点ではまだ、これに対しての御意見というのは都市整備課のほうには聞き及んでおりません。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

分かりました。

小石弘和委員

防災のヘリポート、これが一番問題になるわけです。

駐車場は恐らく、あそこはああいうふうなところで造らないというようなことが基本方針で決まっとったわけです。

それはもう出来ないと思う。

ただ、バスケットボールコートを設置、これはちょっと無理じゃないのかなと。

若葉のまちのコミュニティでも最終的には悪が集まったんです。

それで、何とかしてそれを全部排除するために、結局それはもう切ったわけです。

確かに、1番のフェンスのボール遊びの対策、これだけは十分対策を取って、造ってやったほうが子供たちの運動不足のためにはいろいろ困難があると思うんですけど、ある程度場

所を造ってやって、ここの1面、2面をやりましょうとか指定をして、フェンスを設置してやったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど。

このフェンスの設置ということは大事なことと思うんです。

若葉のまちセンも、やっぱり隣家から苦情が出まして、2年越しでやっと設置をしたような状況でございます。

あそこは1,000万円程度はかかったと思うんですけど、もう少し安いフェンスもあると思うんです。

もし設置をするような状況であるなら、やっぱり市民公園のあそのサッカー、ああいうふうなフェンスで、色のついていない、つかないフェンスでも十分対応できると思うんです。

とにかく今の市長さんは子供が宝だというようなことを言ってありますので、ぜひ、設置していただくような、やっぱりまず、1番目のところは実現していただきたいなというようなことは、私は思います。

野下泰弘委員

すいません、小石議員が言われたバスケットボールのところで。

もちろん小石議員がおっしゃるところは分かるんですが、中学生は部活動でもバスケットをされるんですが、部活動は体育館を使えるけれども、自分の学校じゃないところってもちろん入っちゃ駄目ですし、学校の屋外にもバスケットゴールってもうほとんどないんで、やる場所がないっていう相談がすごく多いんです。

今回、市民文化会館のところも検討の中でスリーオンスリーが入っているっていう中で、こうやって住民の方が置いていいっておっしゃるってすごくまലെだと思うんです。

そうすると、ぜひ僕としては置いていただいたら、部活動している子たちとか、休みの日には市民体育館とかも予約が取れないということで、最近伺ったのは、サロンパスアリーナのサブアリーナが少し安くお借りできて、個人でも借りられるっていうので、そっちに流れているんです。

ですので、できるのであれば、バスケットボールはお願いしたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

弥生が丘っていうのは、同じエリア内でも広いんです。

だから、歩いて一、二分で行ける先もないし、車で子供たちを連れて……、今は駐車場が一番北側のところに何台かあるんですよ。

正直言って、グラウンドがある鹿毛病院の前辺りを少し削ってすれば、ある程度の駐車場の確保はできると思うんです。

だから、エリアが非常に広いということと、最低限、駐車場はもう少し必要かなと。

特にお年寄りとかは、あそこでグランドゴルフをされているんです。

そういう中で、車を置くところがないけんって。

端から来たら、かなり——私たちでも歩きたくないぐらいあるんで。

駐車場が確保できる土地がないならあれですけど、やり方によっては、10台ぐらいは確保できるんで、その辺は少し考えてほしいなということと、バスケットの話がありましたけど、これだけもうバスケもメインになって、バレー、サッカー、バスケっていう形になってきてるんで、少し前向きに検討してほしいんです。

正直言って、あその八ツ並公園はほかのいろんな公園に比べると、非常に恵まれていると私は思います。恵まれているから、それだけ実際に使う人も多いし。

利便性を考えたら、ある程度前向きに検討してほしいなと一住民としては強く思います。

飛松妙子委員

防災施設の整備について伺いますが、ここで書かれている要望の内容で、防災井戸、かまどベンチ、ソーラー発電の公園灯、マンホールトイレ、これに対しての回答がないですね。

これはどのように考えていらっしゃいますか。

田中秀信都市整備課長

説明が不十分でございました。

防災機能の整備につきましては、建物の更新時期に合わせて、この公園に限らず、他の公園も検討していきたいと考えております。

飛松妙子委員

ということは、ここに書かれている防災井戸とか、かまどベンチ、それからソーラー発電の公園灯、マンホールトイレに関して、更新時期に検討するということによろしいですか。

田中秀信都市整備課長

そのとおりでございます。

飛松妙子委員

分かりました。

それと、先ほどここがドクターヘリとか防災ヘリの場所になるということでおっしゃっていましたが、ドクターヘリが来るということは、そこに消防車とか救急車が来るということですけど、その駐車場とか、車が来ることをどのように想定されているのでしょうか。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

飛松副委員長の御質問にお答えします。

八ツ並公園につきましては、緊急車両とかは入れるような構造にはなっています。

以上でございます。

分かりました。

田中秀信都市整備課長

飛松妙子委員

以上です。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

今のを参考に、また委員会でも意見としてまとめ上げたいと思っています。

そうしたら、陳情第1号に関する協議を終わります。

次に、国道・交通政策課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時44分休憩

~~~~~

午後 2 時 52 分開会

再開いたします。





## 森岡敬晶 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今年度行いました工事につきましては、看板のシートを外す工事でございます。

金額が700万円ということで多うございますが、その他、交通安全の面で、あそこが基里中学校の通学路となっておりましたので、そういった交通安全の対処につきましても、地元のほうから御要望が上がっておりましたので、この繰越金の中で対応を検討してまいりたいと思っております。

久保山日出男委員

何の対応をすると？

杉本修吉 国道・交通政策課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長

今回、アクセス道路の開通及びインターチェンジの開通によりまして、交通量の増加や大型車が増えたことによって、例えば、防護柵の設置であるとか、あと、路面のカラー化による通学路の強調、こういったものを今、御要望を頂いておりますので、検討することといたしております。

久保山日出男委員

今の内容だったら分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。



藤田昌隆委員長

次に、現地視察についてお諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、視察地、視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。よってそのように決しました。

– 64 –

令和 6 年 6 月 21 日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局下水道課長 桑形伸

建設部長 中島勇一

建設課長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 大石泰之

都市整備課長 田中秀信

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 森岡敬晶

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

## 5 日程

現地視察

市民公園（宿町）

陳情

陳情第1号八ツ並公園の施設整備に関する要望書

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第20号工事請負契約の変更について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



これをまた文章化するという事じゃないですよ。

**藤田昌隆委員長**

箇条書というか、今回6項目だったですか。

**和田晴美委員**

5項目ありまして、多分、相手方としましては、この1項目に対して、こういう意見があったという書き方が非常に分かりやすいと思うので、文章の表現ってというか書き方に対して、私のほうから提案ですけれども、この1、2、3、4で5項目めでありますので、それを項目別に委員の発言のほうを記載してお渡ししたほうがいいんじゃないかなとは思っています。

**藤田昌隆委員長**

例えば、1項目に対しては①にして、各委員の発言という形でということですか。

今、そういう発言がありましたけど、どう思いますか。

今の件に関して、返し方としては、例えば、1番のフェンスの要望があって、それに対して、各委員からこういう意見が出ましたという項目ごとに書いたほうがいい？これはただ番号を打っていないっちゃうだけで、これに番号を打てばいいわけですよ。

**齊藤正治委員**

要望書は5項目で来ているんですけども、私たちは執行部に対して、1項目、1項目言うんじゃなくて、最終的に書いてあります、「八ツ並公園の施設整備に関し、前向きに検討していく」というような書き方のほうがいいんじゃないかなと思います。

そうせんと、縛りつけるような話でもいかんし、予算等々も当然、含んできますんで。

だからそういった書き方で、今、つくってあるみたいな回答でいいんじゃないかなと思います。

**藤田昌隆委員長**

最後の文言？

**齊藤正治委員**

最後の文言に書いてあるじゃないですか。

ですから、1項目、1項目やっていくと、1項目に対して、ある程度具体的に書いていかんやいかんごとになってくるんじゃないですかということ。

**藤田昌隆委員長**

具体的過ぎるということですか。(発言する者あり)

今の意見に対してですか。

**小石弘和委員**



この八並公園の施設整備に関する要望書は、この前、都市整備課のほうから、この件に関しては、これはもう無理だとか、いろいろな返答があつとるわけ。

これはもう結局、まちづくり推進協議会の会長、松田さんには出ているわけです。

だから結局、私たちは具体的なものを書くより、委員会でもこの部分だけはこうしてほしい、ここの部分はこうしてほしいというふうな意見でこの前を話し合ったと思うんです。

#### **藤田昌隆委員長**

その協議結果がこれですよ。

#### **小石弘和委員**

1項目、1項目じゃなくて、全体を踏まえて提出したほうがいいと、私は思いますけど。

部分的には執行部から返答されているわけ。この部分は駄目だとか。

そういうふうなことでされているから。

#### **藤田昌隆委員長**

私の意見としては、これはいいとか、ある程度具体的なものをしないと、執行部に前向きに考えてほしいだけじゃ、何も分からんし、私はそういうふうに思って、こういう形になったんですけど。

委員としてはどういう意見が出たというのは、ちゃんと相手方に対して……。

ほかには。

〔発言する者なし〕

すいません、再度考えます。

もう少し簡潔化するか、いや、具体的にこう書いてくださいというのがあれば言ってください。

検討しますから。

どうでしょうか。

もう一回つくり直していいですか。

そう変わらんとしますが。

よろしいですか。

これは議長に出すんであって、私は、委員たちがどういう意見を持っているのかというのも、一つ一つ具体的に出したほうが、執行部に対してもいいんじゃないかなと思います。

#### **久保山日出男委員**

こういう要望書が上がってきたたんびに一つ一つ答えよったら、本当に予算化も、年度当初があつたら、9月から上がってきて、12月も市長査定があつて、それから上げてきて、いろいろしよつたら……。

私はそう思うけれども。(発言する者多数あり)

藤田昌隆委員長

昨日の発言の中で、八並公園は出来た当初から公園のレベルとしては非常に高い。

ほかのところと比べると、まだ遊具さえ何もない公園もたくさんあるし。

そういう中で、弥生が丘のほうで、協議会のほうでされて、あそこはあそこなりの要望という形で、例えば、駐車場しかり、そういうものもあるんで。

これでもできん、あれもでんではなくて、できる分は前向きにぜひ検討して、先に進めたいと。

それはおかしいよと最初から思われるのであれば、市のいうそのまま同じようなものをつくって、議長に出したほうが一番簡単だとは思いますが。

しかし、先ほど久保山議員からも出まして、オブラートに包み過ぎても、要望書を出すというのは、そう簡単に、みんなぽんぽんぽん出してくるものじゃないと思うんで、それなりに誠意ある答弁は必要だと思うんですが。

久保山日出男委員

1項目、1項目というよりは、要望書が上がってきてますよね。

体力づくり、仲間づくりのためには、いくつかの遊具等の設置の方向を検討していただきたいと。

これぐらいの程度で濁してくれば、あと執行部が考えて予算化で何かを取り付ける、補助をもらえんとか、ひもつきがあったりを探して、対応してくれるやろうけん。

我々は議長に返すだけやから。

我々が松田さんのほうに申し上げるわけやなかつちゃけんですよ。

ある程度1個1個答え出しとっても大変だと思うんです。

あとは議長が執行部との判断で、どのような回答するか知らんけど。

一つ一つは向こうは書いちゃないとよ。

藤田昌隆委員長

これに関してはもう一回検討します。

これは後回しにします。

もう執行部も来られているんで、後でやります。

~~~~~

自由討議

藤田昌隆委員長

委員会での自由討議はいかがでしょうか。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

分かりました。

~~~~~

総括

藤田昌隆委員長

それでは、総括に移ります。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

公園基本計画のところを現地視察をしたんですけど、私としては、一方通行のところも、相撲場のところの駐車場を横切って、久留米方面に出すというふうなことに關しては、事故関係が多く出るんじゃないかというふうな形で、わざわざ、6メートルの道路を造る筋合いはないというふうに私は思って、大体意見の総意を見たような感じがいたします。

ですから、どっちみち120台——第2駐車場の出る道というふうな形で、ここを福岡方面にすれば問題はないんじゃないかなというふうには思うわけでございます。

ですので、久留米方面の出口の一方通行の道造りは私自身としてはもう結局、造る筋合いはないというふうには思うわけでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

久保山日出男委員

私も小石委員の考え方に同感です。

齊藤正治委員

市民公園の話ですけれども、今、話が出ております6メートル道路ですけれども、現実的

には文化会館の混雑を――出口から出て混雑するからってということで、こちらに逃げ道をと  
いうことを二、三年ぐらい前かな、委員会のときに検討してくださいという話をしてはきま  
した。

してきたんですけれども、こんなに大々的にやられるっていうことは思ってもいなかった  
んですけれども。

したがいまして、この6メートル道路を現状の道路の幅でところどころに離合帯を――見  
通しいいですから、3か所も必要ないと思うんですけれども、そういうふうにして造ってい  
けばいいんじゃないかならうかと思えますけど。

あともう一つは、やっぱり……（「9メートル」と呼ぶ者あり）9メートル。

現状でよかっちゃろうもん。

現状の道路は、現状のまま、一応利用して、そこで2か所ぐらい離合帯を造るというよう  
なことで処理するぐらいの市民文化会館の行事予定といいますか、そういうことで、車はは  
けるというように思っているところでございます。

ましてや、今まで育ててきた大木になっている木を切ると、市民公園でもいろんな市民の  
方々から批判があってございました関係もありまして、鳥栖市は、昨年ゼロカーボン宣言をし  
ているところでございまして、CO<sub>2</sub>の吸収する材料は緑しかないわけです。

そういったものをやっぱり大切に育てていくっていうことのほうがいいんじゃないかならうか  
というように。

だから、最低限の道路の拡幅を進めていったほうがいいんじゃないかならうかと思っておいま  
すんで、よろしく御検討をお願いいたします。

#### **藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。

ほかには。

#### **和田晴美委員**

私のほうからは、同じく市民公園整備についてですけれども、先ほど視察に行かせていた  
だきまして、例えば、相撲場の駐車場のところから、久留米方面の信号機が切り替わるとこ  
ろで、どのぐらい車が空白になるかというのをちょっと測ってみましたところ、60秒弱だっ  
たんです。

で、そこで思ったのが、久留米方面や福岡方面、ある程度の想定でもいいので、例えば、  
ここから200台、久留米方面に300台出るという想定の中で、あの今の信号機の切り替わりな  
どが、あの状態で、一体何分で全部車が出て終わるのかっていうなどの数字的根拠を示して  
いただければ、私も判断が難しいところがちょっとは見えてくるのかなと思いました。



これより採決を行います。



## 議案乙第17号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

初めに、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本件中、建設経済常任委員会に付託されました関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本年中建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決をされました。



## 議案乙第20号工事請負契約の変更について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第20号工事請負契約の変更についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

藤田昌隆委員長

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

よって、そのように決しました。

これもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

– 77 –

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

